

令和8年2月10日

第2回湯前町農業委員会総会議事録

令和8年第2回湯前町農業委員会総会議事録

令和8年2月10日 湯前町役場 洋会議室に招集する。

1 開 会 13時27分

2 出席委員（14人）

農業委員（8人）

1番	山本 武志	2番	大石 光治	3番	稲森 英雄	4番	久保田 諭
5番	永田 平馬	6番	浜崎 睦子	7番	野田 美智晴	8番	前川 敏幸

農地利用適格化推進委員（6人）

松崎 榮喜	深水 茂	平川 篤	石井 崇雄	深水 幹郎	岩野 敬一
-------	------	------	-------	-------	-------

3 職務のため出席した職員

課長	浅田 徹	係長	那須 文枝	主事	中礼 友志	那須 貴美香
----	------	----	-------	----	-------	--------

4 議事日程及び付議事項

- | | |
|----|------------------------------|
| 第1 | 議事録署名人の選出 |
| 第2 | 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 第3 | 第4号議案 対象農地の非農地判定について |
| 第4 | 第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第5 | 第6号議案 農用地利用集積等促進計画の意見決定について |

5 会議の概要

- 事務局：浅 田 ご起立ください。礼。ただいまから令和8年第2回湯前町農業委員会総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、前川会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 議 長：前 川 （会長挨拶については省略）
それでは進めさせていただきます。本日は全員出席であります。よって、湯前町農業委員会総会会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますのでここに総会が設立したことを宣言いたします。本日の総会はＬＯＧＯチャットに掲載しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。
日程第1、議事録署名人の選出であります。湯前町農業委員会総会会議規則第13条の規定により2名を選出しなければなりません、議長指名でよろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。それでは、5番 永田委員、6番 浜崎委員よろしくをお願いいたします。
日程第2、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局：浅 田 日程第2、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。
（説明内容については省略）
- 議 長：前 川 ただいま説明が終わりました。本件は報告案件であります、なにか質問等はございませんか。
（ 質問なし ）
それではないようですので次に移ります。
日程第3 第4号議案 対象農地の非農地判定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。
- 3 番：稲 森 資料の転借人ってどんな人になるんですかね。
- 事務局：那須文 転借人とは、中間管理事業における貸し手と機構、機構と受け手のそれぞれの契約になることに伴い機構から貸し手へ転借、要はまた貸しのような状況になるためこのような記載をしております。
- 3 番：稲 森 なるほど、わかりました。
- 議 長：前 川 他になにかございませんか。
（ 質問なし ）
それではないようですので次に移ります。
日程第3 第4号議案 対象農地の非農地判定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：浅 田 日程第3 第4号議案 対象農地の非農地判定について説明いたします。
(説明内容については省略)

議 長：前 川 ただいま説明が終わりました。審議の前に本日調査班第1班により、調査会が行われております。
山本班長より調査結果の報告をよろしくお願いします。

1 番：山 本 調査会の報告をいたします。現況で立木が数本ありますが、私個人的には隣接の農地が耕作されているように見えてましたが、
そこがあるのに非農地化してもよいかと疑問に思いました。そこで皆さんと協議して判断できればと思います。

議 長：前 川 ただいま報告が終わりました。今回の案件は現況的にも判断が難しく地元委員の意見も聞きたいのですが深水委員は現場を
知っていますか。

推 委：深水幹 ここについては何度か草刈りされているのは見かけたことがあります、木は生えてるし耕作をされているのは見たことあ
りません。隣接農地の管理者が良しとしたら可決しても問題ないと思いますが、どうなんですかね。

事務局：中 礼 はい。

議 長：前 川 事務局どうぞ。

事務局：中 礼 隣接の方については現時点での確認はとれていませんが、報告にもあった通り継続的に耕作されているような状況だったの
で非農地判定することによって申請地が荒れてしまえば農地間のトラブルの原因になる可能性はあると思います。
今回の案件について、申請者に聞き取りをしたところ、非農地を証明された後も継続的な管理はしていくと話されていまし
たが、そうなれば非農地として判定できるものか難しいと思います。

推 委：深水幹 隣接のかたが耕作されている以上は現状のままでは判断したほうがよさそうではあると個人的には思います。

議 長：前 川 はい。難しい案件ではありますが、今出た意見等も踏まえて採決していただければと思います。
第4号議案について許可するのが妥当だと思われる方は挙手をお願いします。
(挙手1名)

はい。ありがとうございました。挙手の方が少数でしたので第4号議案については否決することと決定いたしました。
次に進みます。日程第4 第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局：浅 田 日程第4 第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
(説明内容については省略)

議 長：前 川 ただいま説明が終わりました。審議の前に本件につきましても本日調査班第1班により、調査会が行われております。
山本班長より調査結果の報告をよろしくお願いします。

1 番：山 本 はい。5号議案について調査を実施しました。
様々な意見もあり、本案件も判断が難しく皆さんの意見を拝聴したいところです。以前今回の申請人とつながりのある案件を承認したところ、農地法に違反する事例がありましたのでですね。慎重に審議できればと思います。

議 長：前 川 ありがとうございます。本案件はですね、申請人が新しく購入して、路地では水稻、ハウスでは杉苗を作られるということで農地法上は問題ないのですが、事務局から、砂利を入れないよう確認はしてもらっているのですが、気になってはいます。できれば申請地の地区の担当委員であられる松崎委員の意見もお聞きできればと思うのですが。

推 委：松 崎 申請人は、ちゃんと草刈りをして別のところも耕作しているし、問題ないと思うのですが、実際に直接ではないにしろ別の案件でそういう問題があるのであれば心配ではありますね。でも、本人もしっかり農業をやっているし、現在の林業関係の仕事も退職され、農業に専念するとのことなので私は承認してもよいのではないかと思います。

事務局：中 礼 先ほど説明の中でもありましたが、以前の違反事例とつながりがあることについては不安が残るところではありますが、杉苗を作ることにしても砂利を入れず作っていただく分には問題ないと思います。今後の耕作についても農地パトロールなどでしっかり取り締まって行ければと思います。

議 長：前 川 ありがとうございます。それでは他に何もありませんかね。
(質問なし)
それでは採決いたします。第5号議案について許可するのが妥当だと思われる方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
はい。ありがとうございます。挙手総員。よって第5号議案については承認することと決定いたしました。
次に進みます。日程第5 第6号議案 農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局：浅 田 はい。日程第5 第6号議案 農用地利用集積等促進計画の意見決定について説明を行います。
(説明については省略)

議 長：前 川 ただいま説明が終わりました。これより本件について質疑及び討論を行います。何かありませんか。
(質問なし)
何もないようですので決議いたします。
第6号議案について許可するのが妥当だと思われる方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
はい。ありがとうございます。挙手総員。よって第6号議案については許可することと決定いたしました。
以上を持ちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、令和8年第2回湯前町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。

時に 14時18分であった。

令和8年3月の総会は令和8年3月10日（火） 13時30分とする。

会場は 湯前町保健センター 集団検診室

会議の顛末は、上記のとおり相違ありません。

令和8年3月10日

湯前町農業委員会会長 前川 敏幸

湯前町農業委員会委員 永田 平馬

湯前町農業委員会委員 浜崎 睦子